



訴 状

2021（令和3）年4月14日

横浜地方裁判所 御中

原告訴訟代理人

弁護士 大川 隆 司



同 小 沢 弘 子



同 石 崎 明 人



同 伊 藤 朝日太郎



同 武 井 由 起 子



同 中 村 晋 輔



同 高 橋 由 美



同 馬 込 竜 彦



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

行政文書非公開決定処分取消等請求事件

訴訟物の価額 金 1, 6 0 0, 0 0 0 円

貼用印紙 金 1 3, 0 0 0 円

目次

第 1 請求の趣旨	3
第 2 請求の原因	3
1 事案の概要	3
2 当事者	4
3 本件決定が違法であること	5
4 秘密会議事録であることをもって情報公開を拒否することは許されない	7
5 結論	11
関係法令抜粋	12
町税等徴収対策強化特別委員会における秘密会の開催 状況	16
文書目録	18
当事者目録	19

第1 請求の趣旨

- 1 処分行政庁が令和3年2月26日付けで原告に対してした、別紙文書目録記載の文書の非公開決定を取り消す。
 - 2 処分行政庁は、原告に対し、別紙文書目録記載の文書のうち町税等滞納者の個人情報を除く部分の公開決定をせよ。
 - 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

第2 請求の原因

1 事案の概要

本件は、ゆがわら町民オンブズマンが、2011年（平成23年）12月7日から2020年（令和2年）7月20日までに開催された湯河原町町税等徴収対策強化特別委員会（以下「特別委員会」という）の中でおこなわれた秘密会の議事録全て（別紙文書目録記載の文書、以下「本件文書」という）の公開請求をしたところ、湯河原町議会（以下「処分行政庁」という）から非公開決定を受けたので、その取消及び公開決定の義務付けを求めるものである。

2 当事者

（1）原告

原告は、2020年（令和2年）10月1日に設立され、主として湯河原町の住民で構成される権利能力なき社団である（資格証明書）。原告は、湯河原町の行政、議会等の不正、不当な行為を監視し、これを是正することを目的としている。

（2）被告

被告は、情報公開の実施機関である処分行政庁が所属する普通地方公共団体

である。

3 処分行政庁による行政文書非公開決定

(1) 情報公開請求

原告は、2021年（令和3年）2月15日、湯河原町情報公開条例（甲4）（以下「本件条例」という）9条1項に基づき、処分行政庁に対して、本件文書の公開請求を行い、受理された（甲1・行政文書公開請求書）。

(2) 情報公開をしない旨の決定

（処分行政庁は、原告による本件文書の公開請求に対し、2021年（令和3年）2月26日、「公開する旨の決定をすることができません」とする行政文書非公開決定を行い（以下「本件決定」という）、本件条例10条2項に基づき、原告に対して通知を行った（以下「本件通知」という）（甲2・行政文書非公開決定通知書）。

（本件通知（甲2）には、「公開することができない理由」として、「湯河原町情報公開条例第5条第7号「法令等の定めるところにより、又は実施期間が法律上従う義務を有する各大臣等の指示により、公開することができないとされている情報」に該当するため」との記載しかなされていない。すなわち、該当理由が記載されていないだけでなく、条文番号どころか、具体的な法令名の記載すらなく、大臣等の指示に関する記載も一切ない。

(3) 本件文書の性質

湯河原町議会では、町税滞納者の個人情報を含む滞納者名簿が2011年（平成23年）以来特別委員会に配布され、かつ2012年（平成24年）5月まではその回収がなされたが、同年11月以後は傍聴議員からのみ回収され、2015年（平成27年）7月以後は、傍聴議員を含む全議員に対し、持ち帰りを許容してきたことが、同委員会議事録の公開部分に明記されている（別紙「町税等徴収対策強化特別委員会における秘密会の開催状況」）。

原告は、町税滞納者の個人情報を含む滞納者名簿が特別委員会の秘密会において配布されていたことに問題意識を持ち、湯河原町議会における町税徴収強化策の審議の内容、特別委員会の議論において町長部局からいかなる資料・情報が提供されているのか、なぜそのような資料・情報が提供されているかを確認すべく、本件文書の情報公開請求を行ったものである。

3 本件決定が違法であること

(1) 理由付記がないこと

本件条例10条3項は、公開請求に係る行政文書の全部又は一部を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならないとしている。

情報公開条例における非開示理由開示の制度は、非開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申し立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきである。このような理由付記制度の趣旨にかんがみれば、公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において本件条例5条各号の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠と共に了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本件条例10条3項の要求する理由の通知としては十分ではない（東京都「公文書の開示等に関する条例」に関する最高裁平成4年12月10日判決（判例タイムズ813号184頁））。

本件通知には、「「法令等の定めるところにより、又は実施期間が法律上従う義務を有する各大臣の指示により、公開することができないとされている情報」に該当するため」との記載しかない。すなわち、いかなる「法令等の定め」によるのか記載されておらず、どの大臣のいかなる「指示」によるのか記載されておらず、該当理由については、何の記載もない。

本件通知は、本件条例 5 条 7 号の規定を単に示しているだけであり、本件条例 5 条 7 号のいずれの要件に、いかなる理由で該当するかの根拠について了知し得るものではなく、本件文書の種類、性質を考慮して開示請求者がその理由を当然知り得るような場合でもない。

したがって、本件通知は、本件条例 10 条 3 項の定める理由付記の要件を欠いているため、それをもって本件決定は違法であり、取消を免れない（上記最高裁平成 4 年 12 月 10 日判決）。

（なお、同年 3 月 8 日に原告代表者が湯河原町役場に本件決定の理由を確認に行ったところ、湯河原町役場庶務課庶務係の櫻井大暉氏（以下「櫻井氏」という）は、原告代表者に対し、口頭で湯河原町議会会議規則 92 条が理由であるとの説明を行った。櫻井氏は、同日、湯河原町議会委員会条例及び湯河原町議会会議規則をプリントアウトし、湯河原町議会会議規則 92 条に黄色蛍光ペンでマーキングをした上で、原告代表者に交付した（甲 3 の 1・湯河原町議会委員会条例、甲 3 の 2・湯河原町議会会議規則）。

しかし、本件通知が理由付記を欠いている以上、後日、櫻井氏から原告代表者に対し口頭で理由の説明がなされたとしても、その瑕疵が治癒されたことにはならない（上記最高裁平成 4 年 12 月 10 日判決）。

（2）会議規則は非開示理由になりえない

本件条例 5 条 1 項アによれば、「法令等」とは、「法令又は条例」を指す。

ここにいう条例とは、地方自治法 14 条 1 項の条例制定権に基づき議会が地方自治法 96 条 1 項 1 号により議決するものであって、地方自治法 120 条の会議規則とは異なる。つまり、本件条例 5 条 1 項アの「法令等」に「条例」が含まれるとしても、「会議規則」は含まれない。

そもそも湯河原町議会会議規則が「法令等」に該当しないから、櫻井氏が指摘した同会議規則 92 条は、本件文書を非公開とする理由におよそなりえないのである。

なお、岐阜地裁平成22年11月24日判決（判例秘書DB）も、「本巣市議会会議規則（会議規則）106条1項は「秘密会の議事の記録は、公表しない。」と規定されているが、同規則は、条例ではないから、秘密会の議事の記録についても本件条例の適用が除外されるものではない。」と判示している。

（3）秘密会議事録であることをもって情報公開を拒否することは許されない

また、本件文書が秘密会の議事録であることは非公開事由にあらず、情報公開を拒否する理由にはならない。

この点については下記4において詳論する。

（4）まとめ

したがって、本件決定は違法であって、取り消されなければならない。

4 秘密会議事録であることをもって情報公開を拒否することは許されない

（1）会議記録の公開性に関する憲法、条例上の要請

ア 日本国憲法第57条第1項ただし書きは、衆・参両院の会議を特別議決によって秘密会とすることを認めている。ただし、同条第2項は、「会議の記録」について、「秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの」以外はすべて「公表し、且つ一般に頒布」することを義務づけている。つまり、秘密会によって傍聴を排除することが許される場合にも、会議終了後も秘密として保護されるべき情報は、秘密会における議事のすべてではなく「特に秘密を要する」と客観的に認められる範囲に限られ、それ以外の情報は「公表して差支えない」どころか、「公表しなければならない」と規定しているのである。

イ 憲法の上記規定は直接には国会の両議院を対象としているが、その法理は地方議会を含むすべての公的会議体について類推適用されるべきものである。わが国において情報公開条例が最初に適用された訴訟において、裁判所が憲法57条を引用しつつ「会議の非公開とその会議の経過や結果を記録し

た会議録を事後的に開示することとは事柄の性質上両立しえないではない」と判示していることはその証左である（浦和地裁昭和59年6月11日判決（判例時報1120号3頁））。

ウ 湯河原町議会会議規則（以下「会議規則」という、甲3の2）92条1項の「秘密会の議事の記録は公表しない」との規定も、憲法57条の趣旨に即して限定的に解釈されなければならない。

すなわち、会議規則91条が「秘密会」を予定している趣旨は、傍聴人等を議場外に退去させることにより、個人情報等の保護されるべき情報が流出することを避けることを目的とするというべきである。

そして、本件では、秘密会で行われた特別委員会の議事録の公開が求められているが、同委員会が秘密会とされたのは、町税等滞納者の個人情報を取り扱われるからに他ならない。

そうであるとすれば、同条において「公表しない」とされている「秘密会の議事の記録」とは、秘密会を開催した目的である個人情報の保護の達成が困難ないし不可能になる内容の「議事の記録」に限定されるものと言うべきである。換言すれば、町税等滞納者の氏名等の個人情報を除外した上であれば、秘密会で行われた特別委員会の議事録を公表することに何の妨げもなく、むしろ積極的に公表することが求められるというべきである。

エ 湯河原町議会基本条例（以下「基本条例」という、甲5）は、3条3項において、「議会は、町民が自由に議会を傍聴し、又は広報等を通じて必要な情報を得ることができるようにするとともに、町民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する説明責任を果たすことにより、透明性と応答性のある運営を行うものとする。」としている。

湯河原町議会の議会運営に関する最高規範（基本条例18条）であって、会議規則よりも上位にある基本条例3条3項からすれば、たとえ秘密会で行われたとしても、議会は、特別委員会の運営について町民に対する説明責任

を負っているのであるから、特別委員会の議事録を町民に対し公開しなければならない。特別委員会の議事録を町民に対し公開することこそが、基本条例3条3項が求める透明性と応答性のある議会運営に資するといえる。

また、基本条例2条2項により、町長その他の執行機関の活動を監視するという役割を果たすために必要な活動に積極的に取り組まなければならない立場にある議会としては、同条3項により、その活動にあたり、町民に対し必要な情報提供をしなければならない。

町税等徴収対策強化特別委員会は、まさに、町長その他の執行機関の活動を監視するという議会の役割を果たすために必要な活動にあたるのであるから、同特別委員会の議事録は、町民に対し積極的に公開されなければならない性質の行政文書にほかならないのである。

(2) 秘密会議事録であることは非公開事由にあたらないこと

ア 本件条例1条は「町民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める町民の権利を明らかにする」として、憲法21条の表現の自由由来する町民の「知る権利」を明記し、行政文書公開請求権の権利性を明記している。また、議会を含めた実施機関（本件条例2条）が「町政を町民に説明する責務」があることを当然の前提としている。

そして、本件条例が「知る権利」「町政を町民に説明する責務」を明記するのは、憲法92条が要請する「地方自治の本旨に即した町政の運営に寄与することを目的とする」からに他ならない。

このように、本件条例に基づく情報公開請求権は、憲法上保障された表現の自由由来する「知る権利」を基盤とした権利性を有し、他方で議会を含めた実施機関が「説明する責務」を負う以上、議会を含む実施機関は原則として情報公開義務を負い、例外的に本件条例5条各号が非公開情報として列挙した、公開により実質的害悪の生じる恐れがある情報に限り、非公開決定をなすことが許容されているに過ぎない。

上記岐阜地裁平成22年11月24日判決も、「[「議会の規律に関する検討委員会は秘密会として開催されたため。」という事実をもって直ちに本件条例6条各号の定める非公開事由に該当するものであるとはいえず、結局、本件処分には理由がないというべきである。」と判示しているところであって、秘密会として行われたことは非公開事由にあたらないのである。

イ 納税者たる町民にとって、議会における町税徴収強化策の審議は重大関心事であり、とりわけ公開が必要な議論である。また、町議会の常任委員会とは別に、特別委員会が開催される理由の解明も町民の関心事である。そして、納税者として行政機関に対して様々な情報を提供し、徴税事務の客体となる町民としては、特別委員会において町長部局からいかなる資料・情報が提供されているのか、なぜそのような資料・情報が提供されているのかについて明らかにすることを求めるのは当然のことである。

他方で、これらの情報を公開したとしても、本件条例5条各号が想定するような公開による害悪ないし支障は何ら生じることはない。

このように、町民が、住民自治の主体としてまた納税者として重大な関心を持つ町税徴収強化に関する議会での議論の内容は「知る権利」に基づき積極的に公開されるべきであり、他方で公開による害悪ないし支障が生じることはないのであるから、非公開とすることは許されない。

ウ 以上の点から、特別委員会が秘密会で行われたとしても、その議事録について行政文書公開請求を受けた議会は、これを公開しなければならない。

但し、個人情報保護の観点から、本件文書のうち、町税等滞納者の氏名等の個人情報が記載されている部分だけは本件条例5条1号の非公開情報として除外すべきである。

本件文書から町税等滞納者の個人情報とそれ以外の部分を分離するのは容易であり、かつ、本件文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できる。また、町税等滞納者の個人情報を黒塗り等にすることに

より本件文書から除くことによって、本件文書を公開しても町税等滞納者の権利利益が害されるおそれがない。

したがって、処分行政庁は、部分公開について規定した本件条例 6 条に基づき、本件文書のうち町税等滞納者の個人情報を除く部分を公開しなければならない。

5 結論

本件通知は本件条例 10 条 3 項の理由付記の要件を欠いており、本件決定は違法であるから、本件決定は取り消されなければならない。

そして、処分行政庁には、本件文書のうち町税等滞納者の個人情報を除く部分を公開しなければならない義務がある。このことは、本件条例 6 条、5 条の規定から明らかであると認められるのであるから、行政事件訴訟法 37 条の 3 第 5 項に基づき、裁判所は、処分行政庁に対し、本件文書のうち町税等滞納者の個人情報を除く部分の公開決定をすべき旨を命じなければならない。

よって、原告は、本件決定の取消、及び、本件文書のうち町税等滞納者の個人情報を除く部分の公開決定の義務付けを求めて本訴に及んだものである。

附 属 書 類

- | | | |
|---|-----------------|-------|
| 1 | 訴状副本 | 1 通 |
| 2 | 甲号証（甲 1 ～甲 5）写し | 各 2 通 |
| 3 | 証拠説明書 | 2 通 |
| 4 | 資格証明書 | 1 通 |
| 5 | 訴訟委任状 | 1 通 |

関係法令抜粋

日本国憲法

第 57 条 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

② 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。

③ (略)

湯河原町議会会議規則（昭和 40 年 4 月 1 日議会規則第 2 号）

(指定者以外の退場)

第 91 条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

② 委員会において、秘密会を開くときは、前項の例による。

(秘密の保持)

第 92 条 秘密会の議事の記録は公表しない。

② 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り他にもらしてはならない。

湯河原町情報公開条例（平成 17 年 3 月 3 日条例第 1 号）

(目的)

第 1 条 この条例は、町民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める町民の権利を明らかにするとともに、町政を町民に説明する責務を全うし、町民参加による一層開かれた町政の実現を図り、もって町政に対する町民の理解と信頼を深め、地方自治の本旨に即した町政の運営に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、町長、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(後略)

(解釈運用方針)

第 3 条 実施機関は、行政文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、個人の秘密、個人の私生

活その他の他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をしなければならない。

(行政文書の公開を請求する権利)

第 4 条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の管理する行政文書の公開を請求することができる。

(行政文書の公開義務)

第 5 条 実施機関は、行政文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合を除き、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、当該行政文書を公開しなければならない。

(中略)

(7) 法令等の定めるところにより、又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣等の指示により、公開することができないとされている情報

(部分公開)

第 6 条 実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、当該非公開情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるときは、当該非公開情報が記録されている部分を除いて、当該行政文書を公開しなければならない。

- 2 公開請求に係る行政文書に前条第 1 号に該当する情報(特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公開請求に対する決定等)

第 10 条 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求があった日から起算して 15 日以内に、当該公開請求に対する諾否の決定(以下「諾否決定」という。)を行わなければならない。ただし、前条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、前項の規定により諾否決定をしたときは、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 前項の場合において、公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むとき(第 8 条の規定により公開請求を拒むとき及び公開請求に係る行政文書を

実施機関が管理していないときを含む。)は、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該行政文書の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。

湯河原町議会基本条例（平成 18 年 12 月 12 日条例第 31 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、議会の運営及び議員の活動に関する基本的事項を定めることにより、議会が町民から期待された政策形成及び行政監視の役割を果たすとともに、町民とともに汗を流す町民協働の運営を進め、もって活力ある地域づくりと町民の福祉向上に資することを目的とする。

（議会の使命）

第 2 条 議会は、町民を代表する議事機関として、町長その他の執行機関(以下「町長等」という。)の活動を監視するとともに、自ら活力ある地域づくりのために必要な政策を立案して決定し、及び推進しなければならない。

2 議会は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)その他の法律で定める活動を誠実に実施するほか、前項に定める役割を果たすために必要な活動に積極的に取り組まなければならない。

3 議会は、前項の活動に当たっては、町民に必要な情報を提供し、その多様な意見を反映させるとともに、町民とともにまちづくりの活動を進める町民参加と町民協働の議会運営に努めなければならない。

（議会の運営原則）

第 3 条 議会は、必要な政策を自ら立案して決定し、又は執行機関を通じて提案して実施させることにより、政策中心の運営を行うものとする。

2 議会は、町民の多様な意見を把握して町政に反映させるとともに、町民と一緒にまちづくりの活動に取り組むことにより、町民参加と町民協働の運営を行うものとする。

- 3 議会は、町民が自由に議会を傍聴し、又は広報等を通じて必要な情報を得ることができるようになるとともに、町民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する説明責任を果たすことにより、透明性と応答性のある運営を行うものとする。

(この条例の性格等)

第 18 条 この条例は、議会運営に関する最高規範であって、議会は、この条例で定める目的、原則等を実現するために必要な事項について条例、規則等を制定し、議会運営の仕組みを体系的に整備しなければならない。

- 2 議会は、議会運営がこの条例の目的、原則等に即して行われているかどうかを不断に点検し、必要があると認める場合は、この条例の改正その他必要な措置を講じなければならない。

以上

町税等徴収対策強化特別委員会における秘密会の開催状況

番号	年月日	出席者			秘密会の 所要時間	秘密会の契機と なった個人情報記載 資料
		委員	傍聴議員	町職員		
1	2011.12.7	9	4	33	25分	A
2	2012.5.28	8	4	32	30分	A
3	7.18	8	5	27	55分	A,B,C
4	11.6	8	5	28	50分	A
5	2013.2.21	8	4	26	73分	A
6	5.27	8	4	28	30分	(資料自体は個人情報 報含まず)
7	2014.3.3	8	5	28	17分	B
8	7.28	7	3	28	28分	A
9	10.29	8	3	27	33分	(資料自体は個人情報 報含まず)
10	2015.7.17	7	2	26	21分	A
11	11.16	7	4	24	47分	b,C
12	2016.3.16	7	4	27	47分	B
13	7.19	9	3	28	26分	A
14	11.21	9	3	29	26分	C
15	2017.3.8	9	3	27	21分	B,C
16	7.24	9	5	27	20分	A
17	12.7	9	3	25	57分	A,C
18	2018.3.26	9	3	23	26分	C
19	7.18	9	4	25	15分	A
20	11.27	9	3	24	63分	b,C
21	2019.2.25	8	4	27	21分	C
22	7.23	9	4	31	21分	A
23	12.2	9	3	31	159分	C,D
24	2020.2.21	9	3	27	17分	D
25	7.20	9	5	18	33分	A

注：「委員」には正副議長が含まれる

：「町職員」には書記（議会事務局）を含まない

：資料欄の略号の意味は以下のとおり

A 滞納繰越分滞納者の名簿

B 特定（高額）滞納者の認定資料

b 特定滞納者認定取り消しに関する資料

C 不納欠損執行予定表

D 搜索実施報告

文書目録

2011年（平成23年）12月7日から2020年（令和2年）7月20日までに開催された湯河原町町税等徴収対策強化特別委員会の中でおこなわれた秘密会の議事録全て

当事者目録

〒259-0301

神奈川県足柄下郡湯河原町中央五丁目8の17

原告 ゆがわら町民オンブズマン
上記代表者代表幹事 濱 田 知 子

〒231-0015

横浜市中区尾上町1丁目4番1号 関内STビル10階

大川隆司法律事務所

原告訴訟代理人 弁護士 大 川 隆 司

〒248-0006

鎌倉市小町1丁目8番21号パークハイツ小町A号室

小沢法律事務所

同 弁護士 小 沢 弘 子

〒106-0032

東京都港区六本木1丁目4番5号 アークヒルズサウスタワー16階

リップル法律事務所

同 弁護士 石 崎 明 人

〒104-0031

東京都中央区京橋1丁目1番9号 千疋屋ビル3階

八重洲グローバル法律事務所

同 弁護士 武 井 由起子

〒190-0022

東京都立川市錦町3丁目6番6号 中村LKビル6階

原後綜合法律事務所立川事務所

同 弁護士 伊藤 朝日太郎

〒231-0021

横浜市中区日本大通17番 JPR横浜日本大通ビル8階

横浜合同法律事務所(送達場所)

同 弁護士 中村 晋輔

同 弁護士 高橋 由美

同 弁護士 馬込 竜彦

電話 045-651-2431

FAX 045-641-1916

〒259-0392

神奈川県足柄下郡湯河原町中央2丁目2番1号

被告 湯河原町

同代表者町長 富田 幸宏

処分行政庁 湯河原町議会

同代表者議長 村瀬 公大

以上